別記様式第２の13

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第10号）関係
（略）

別記様式第２の14

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第10号）関係
（略）

別記様式第２の15

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第11号）
関係
（略）

別記様式第３（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第１項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

{都道府県知事 / 市町村長} 殿

（略）

別記様式第２の11

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第８号）関係
（略）

別記様式第２の12

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第８号）関係
（略）

別記様式第２の13

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第９号）
関係
（略）

別記様式第３（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第１項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。